

# 「宗教法人登記に関する届出」に登記簿謄本の添付が不要となり、手續を簡素化しました！

これにより、令和8年1月から、代表役員変更などの届出（※）の際、履歴事項全部証明書の添付が不要となりました。また、しがネット受付サービスの利用範囲が拡大され、オンラインでの届出が可能となりました。

※宗教法人第9条に基づく登記事項の変更等の登記をしたときの所轄庁への届出



## 登記簿謄本の添付が不要

「宗教法人登記に関する届出」において、従来必須であった登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の添付が不要となりました。



## スマートフォンでの届出が可能

法務局での変更登記後、しがネット受付サービスを通じて、登記事項の届出がスマートフォンやパソコンから完結します。様式の印刷が不要で、時間と場所を選ばず届出ができます。



## 郵送による受付も継続

従来の郵送による受付も継続します。最適な方法を御選択ください。

本変更は、滋賀県への届出手続の簡素化に関するものであり、法務局への登記手続自体は、引き続き必要です。

★詳細は滋賀県のHPを御確認ください

滋賀県 宗教法人

検索

滋賀県総務課公益法人・宗教法人係

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL 077-528-3145 E-mail ba0007@pref.shiga.lg.jp